

□□□□-□□□□

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額を記載し、差し引いて計算してください。

令和2年10月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用） 特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和2年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑩の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和2年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	_____円
	第2期分	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

予定納税基準額	_____円
---------	--------

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分:令和2年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分:令和2年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎 ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和元年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)		① _____円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		② _____
差引総所得金額 (① - ②)		③ _____
令和元年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④ _____
所得から差し引かれる金額		⑤ _____
課税される所得金額 ⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	③に対する金額	⑥ _____
	④に対する金額	⑦ _____
税 額	上の⑥に対する税額	⑧ _____
	上の⑦に対する税額	⑨ _____
	合 計	⑩ _____
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)、住宅借入金等特別控除 (特定増改築等)、住宅借入金等特別控除 (特定増改築等)、住宅借入金等特別控除 (特定増改築等)、住宅借入金等特別控除 (特定増改築等)、住宅借入金等特別控除 (特定増改築等)、住宅借入金等特別控除 (特定増改築等)、住宅借入金等特別控除		⑪ _____
差引所得税額 (⑩ - ⑪)		⑫ _____ (赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除	⑬ _____
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑭の金額)	⑭ _____
再差引所得税額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮ _____ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯ _____
予定納税基準額 (⑮ + ⑯)	⑰ _____

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和元年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		⑱ _____円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの		⑲ _____
差引税額 (⑱ - ⑲)	⑳ _____	
⑳のうち所得税に係る源泉徴収税額 (⑳ × 100 / 102.1)	㉑ _____	

詳しくは、同封の『令和2年分 予定納税について』をご覧ください。